

様式第 64（第48条の 2 関係）（平 2 通産令41・追加、平 5 通産令75・平 7 通産令57・平 8 通産令79・平 9 通産令117・平10通産令87・平11通産令132・平15経産令141・平27経産令 6・令元経産令 1・令 2 経産令92・一部改正）

除斥（忌避）申立書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 申立人
（識別番号）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）
- 4 申立の趣旨
- 5 申立の理由
- 6 疎明方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。
- 2 「申立の趣旨」の欄には、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「無効〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
- 3 「疎明方法」の欄には、除斥（忌避）の理由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 4 「（識別番号）」は、拒絶査定不服審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。
- 5 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 57 の備考 2 並びに様式第 61 の 2 の備考 4 及び 7 と同様とする。